



SINOTRANS JAPAN CO.,LTD.

7F DLX BLDG 1-31-1 NISHISHINBASHI MINATO-KU TOKYO 105-0003
JAPANTEL:03-3595-6321 FAX:03-3595-6320

平成 30 年 10 月 吉日

お客様各位

シノトランスジャパン株式会社

LSS (LOW SULPHUR SURCHARGE) 導入のご案内

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度 SINOTRANS CONTAINER LINES CO.,LTD. は、日本/上海、寧波、南京、張家港、南通及び同港を経由する中国発着貨物について、LSS (LOW SULPHUR SURCHARGE) の導入を決定致しましたので、下記の通りご案内申し上げます。

本 Surcharge は、船舶による海洋汚染を防止する MARPOL 条約に基づき、排出規制海域を航行する船舶が、低硫黄成分燃料へ切り替えることに伴うコスト増加部分を同海域発着サービスをご利用されるお客様に一部 Surcharge としてご負担いただくものです。

誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解を賜ります様心よりお願い申し上げます。

敬具

記

- 費用項目 : LSS (LOW SULPHUR SURCHARGE)
対象航路 : 日本/上海、寧波、南京、張家港、南通及び同港を経由する中国発着貨物
(オーストラリア、東南アジア発着貨物を除く)
適用料率 : (輸入)USD15/TEU PREPAID(積み地払い)
(輸出) RMB100/TEU COLLECT(揚げ地払い)
適用開始日 : (輸入)2018年11月21日以降 積み港起算 (ETD 11/21 LOADING PORT 以降)
(輸出) 2018年12月1日以降 積み港起算 (ETD 12/1 LOADING PORT 以降)

REMARK 1 : 同一本船であっても積み港の出港予定が適応開始日 (輸入 11/21, 輸出 12/1) より前である場合は適応外、適応開始日以降である場合は適応となりますのでご留意ください。

REMARK 2 : 適用開始日は、SINOTRANS CONTAINERS LINES 公表のオリジナルスケジュールに准じます。

以上